三重県教育委員会

専門家との連携によるいじめ防止支援事業

　　　　　　　「いじめ予防授業」実施要項

　三重弁護士会子どもの権利委員会の弁護士の先生が、学校にやって来て「いじめ予防授業」をします。

１　趣旨　　いじめの未然防止や児童生徒の人権意識の育成を目指します。

２　期間　　**令和７年７月１日から令和７年３月７日まで**

３　対象　　小学５、６年生

４　講師　　三重弁護士会　子どもの権利委員会の弁護士

５　内容

①　授業内容

・　相手が嫌な気持ちになったかどうかで、いじめか否か判断されることを伝えます。

・　過去に起きた実際のいじめ自死事案を題材として使用し、いじめが人権侵害であり絶対に許される行為ではないことを伝えます。

・　「なぜいじめは絶対にしてはいけないのか」「いじめが酷くなるとどうなるか」「いじめる側といじめられる側の感じ方の違い」「いじめを止めるために一人ひとりができること」を、一緒に考えていきます。

②　授業時間

・　９０分（２コマ分）※ご要望があれば、45分（1コマ）でも可能です。

　③　申し込み先

・　三重県教育委員会　　電話　059-22４-2３32

　④　申し込み方法

・　令和７年５月１２日（月）から５月２３日（金）にアップロードされる三重県教育委員会の申込フォームよりお申し込みください。先着順で申し込みを受け付けます。

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/p0013700018.htm>

・　本授業と「自律と他者への尊重を育む授業」をあわせて受講することはできません。

　（重複して申し込まれた場合には、学校が選択した優先順位に従って割り振ります。）

・　本事業の予算対象は、１校につき３授業分（１コマ授業、２コマ授業に限らず。）までです。４授業目以降の費用は学校負担（１コマあたり１１、０００円（税込）となります。

・　申し込み受付後、概ね３週間を目処に、三重県教育委員会または三重弁護士会より、本事業予算対象か否かを含め、授業実施の可否をご連絡します。

　⑤　その他

・　いじめ自死事案を題材として使用するため、配慮が必要な場合は、「自律と他者への尊重を育む授業」を選択してください。

・　基本的に例年と同様の内容となります。過去、同授業を別学年時において受講した児童生徒を対象としたお申込みについては、その旨ご理解いただくとともに、申し込み多数の場合には、未受講の児童生徒を対象とした申し込みを優先とする可能性がありますので、何卒ご了承ください。

・　児童生徒の変容を見るために、授業の事前と事後に、簡単なアンケートを実施してください。アンケート用紙は、各学校において必要部数の印刷をお願いします。

・　本事業予算対象外となる場合には、三重弁護士会が事業主体となり、１コマあたり１１、０００円（税込）の学校負担が発生します。

・　上記実施期間外での授業実施の申し込みは受付できませんのでご了承ください。

